

第1章

社会福祉法人制度の概要

第1節 社会福祉法人制度

第2節 社会福祉事業

第3節 社会福祉事業以外の事業

第4節 社会福祉法人の役員等

第5節 社会福祉法人の資産

第6節 社会福祉法人の名称や所轄庁



第1節 社会福祉法人制度

1 社会福祉法人の定義及び基本的な性格

社会福祉法人とは、昭和26年に制定された社会福祉事業法（平成12年、社会福祉法に全面改正）により創設された、「社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人」をいいます（法第22条）。平成18年の改正前の民法第34条に基づく公益法人から発展した特別法人であり、「公益性」と「非営利性」の両面の性格を備えている法人格になります。日本国憲法第89条で規定している「公の支配に属しない慈善又は博愛の事業に対する公金支出禁止規定」を回避するために制度化されたのが、社会福祉法人制度です。



憲法89条【公金支出・公的財産供用の禁止】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

2 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人が行う事業は、社会福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、社会福祉事業、公益事業及び収益事業に分けられます。

○社会福祉事業（法第2条に限定列挙）

社会福祉事業は「第1種社会福祉事業」「第2種社会福祉事業」に区分されます。

○公益事業、収益事業（法第26条）

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業を行うことができます。

第2節 社会福祉事業

1 第一種社会福祉事業（法第2条第2項）

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）が該当します。

（1）経営主体

行政及び社会福祉法人が原則です。施設を設置して第1種社会福祉事業を經營しようとするときは、都道府県知事等への届出が必要になります。その他の者が第1種社会福祉事業を經營しようとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要になります。個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政及び社会福祉法人に限定されています。

（2）事業内容

①生活保護法に規定する事業（法第2条第2項第1号）

- ・ 救護施設（生活保護法第38条第2項）

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

- ・ 更生施設（同法第38条第3項）

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

- ・ 医療保護施設（同法第38条第4項）

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設

- ・ 授産施設（同法第38条第5項）

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事業により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

- ・ 宿泊提供施設（同法第38条6項）

その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

②児童福祉法に規定する事業（法第2条第2項第2号）

- ・乳児院（児童福祉法第37条）

乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2未満の乳児を含む）を入院させて、これを養育することを目的とする施設

- ・母子生活支援施設（同法第38条）

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設

- ・児童養護施設（同法第41条）

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設

- ・障害児入所施設（同法第42条第1項）

障害児を入所させて、下記の支援を行うことを目的とする施設

- （i）福祉型障害児入所施設

保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与

- （ii）医療型障害児入所施設

保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

- ・情緒障害児短期治療施設（同法第43条の2）

軽度の情緒障害を有するおおむね十二歳未満の児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設

- ・児童自立支援施設（同法第44条）

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設

③老人福祉法に規定する事業（法第2条第2項第3号）

- ・養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを、市町村による措置に基づき入所させ、養護することを目的とする施設

- ・ **特別養護老人ホーム**（同法第20条の5）

介護保険法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者又は生活保護法の規定による介護老人福祉施設サービスに係る介護扶助に係る者を入所させ、又は市町村による措置に基づき、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅において常時介護を受けることが困難であり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる65歳以上の者を入所させ、養護することを目的とする施設

- ・ **軽費老人ホーム**（同法第20条の6）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム以外のもの

④障害者自立支援法に規定する事業（法第2条第2項第4号）

- ・ **障害者支援施設**（障害者自立支援法第5条の11）

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害サービスを行う施設

⑤売春防止法に規定する事業（法第2条第2項第6号）

- ・ **婦人保護施設**（売春防止法第36条）

要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）を入所させて保護するための施設

⑥その他の事業（法第2条第2項第7号）

- ・ **授産施設を経営する事業**

- ・ **生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業**

2 第二種社会福祉事業（法第2条第3項）

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です。

（１）経営主体

経営主体の制限は、原則ありません。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となります。

（２）事業内容

①生活保護法に規定する事業（法第2条第3項第1号）

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

②児童福祉法に規定する事業（法第2条第3項第2号）

- ・障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2第2項～第5項）
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行う事業
- ・障害児相談支援事業（児童福祉法第6条の2第7項、第8項）
障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う事業
- ・児童自立生活援助事業（児童福祉法第6条の3第1項）
義務教育を終了した児童であって、里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所を解除されたもの等について、児童の自立を図るため、都道府県による措置に基づき、これらの者が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う事業
- ・放課後児童健全育成事業（同法第6条の3第2項）
小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業
- ・子育て短期支援事業（同法第6条の3第3項）
保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の施設に入所させ、その者に必要な保護を行う事業

- ・ **乳児家庭全戸訪問事業**（同法第6条の3第4項）

一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

- ・ **養育支援訪問事業**（同法第6条の3第5項）

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

- ・ **地域子育て支援拠点事業**（同法第6条の3第6項）

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

- ・ **一時預かり事業**（同法第6条の3第7項）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

- ・ **小規模住居型児童養育事業**（同法第6条の3第8項）

里親への委託措置や児童養護施設等への施設入所に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者の住居において養育を行う事業

③児童福祉法に規定する施設（法第2条第3項第2号）

- ・ **助産施設**（同法第36条）

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることのできない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設

- ・ **保育所**（同法第39条）

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設

- ・ **児童厚生施設**（同法第40条）

児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設

- ・ **児童家庭支援センター**（同法第44条の2第1項）

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、都道府県又は児童相談所長からの委託を受けて指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設

- ・ **児童の福祉の増進について相談に応ずる事業**

④母子及び寡婦福祉法に規定する事業（法第2条第3項第3号）

- ・ **母子家庭等日常生活支援事業**（母子及び寡婦福祉法第17条）

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村による措置に基づき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

- ・ **寡婦日常生活支援事業**（同法第33条）

寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められる場合において、都道府県又は市町村の措置に基づき、その者につき、その者の居宅における食事の世話若しくは専門的知識をもって行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜を供与する事業

⑤母子及び寡婦福祉法に規定する施設（法第2条第3項第3号）

- ・ **母子福祉センター**（同法第39条第2項）

無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

- ・ **母子休養ホーム**（同法第39条第3項）

無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設

⑥老人福祉法に規定する事業（法第2条第3項第4号）

- ・ **老人居宅介護等事業**（老人福祉法第5条の2第2項）

- ア 介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者
- イ 生活保護法の規定による訪問介護及び夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護に係る介護扶助に係る者
- ウ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

・ **老人デイサービス事業**（同法第5条の2第3項）

ア 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

イ 生活保護法の規定による通所介護及び認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者（養護者を含む）

ウ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する事業

・ **老人短期入所事業**（同法第5条の2第4項）

ア 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

イ 生活保護法の規定による短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設に短期間入所させ、養護する事業

・ **小規模多機能型居宅介護事業**（同法第5条の2第5項）

ア 介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

イ 生活保護法の規定による小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、これらの者の選択に基づき、これらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業

・ **認知症対応型老人共同生活援助事業**（同法第5条の2第6項）

ア 介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者

イ 生活保護法の規定による認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

上記の者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業

・ **複合型サービス福祉事業**（同法第5条の2第7項）

居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるもの

⑦ **老人福祉法に規定する施設（法第2条第3項第4号）**

・ **老人デイサービスセンター**（同法第20条の2の2）

ア 介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

イ 生活保護法の規定による通所介護及び認知症対応型通所介護又は介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る介護扶助に係る者（養護者を含む）

ウ 市町村による措置に係る者

上記の者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設

・ **老人短期入所施設**（同法第20条の3）

ア 介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者（その者を現に養護する者を含む）

イ 生活保護法の規定による短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係る介護扶助に係る者

ウ 市町村による措置に係る者

上記の者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設

- ・ **老人福祉センター**（同法第20条の7）

無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

- ・ **老人介護支援センター**（同法第20条の7の2）

地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他の老人の福祉の増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設

⑧障害者自立支援法に規定する事業（法第2条第3項第4号の2）

- ・ **障害福祉サービス事業**（障害者自立支援法第5条第2項～第16条）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業

- ・ **一般相談支援事業**（同法第5条第18項～第20条）

基本相談支援及び地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）のいずれも行う事業

- ・ **特定相談支援事業**（同法第5条第18項、第21条、第22条）

基本相談支援及び計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）のいずれも行う事業

- ・ **移動支援事業**（同法第5条第25項）

障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業

⑨障害者自立支援法に規定する施設（法第2条第3項第4号の2）

- ・ **地域活動支援センター**（同法第5条第26項）

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う施設

- ・ **福祉ホーム**（同法第5条第27項）

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活上必要な便宜を供与する施設

⑩身体障害者福祉法に規定する事業（法第2条第3項第5号）

- ・ **身体障害者生活訓練等事業**（身体障害者福祉法第4条の2第1項）

身体障害者に対する点字又は手話の訓練その他の身体障害者が日常生活又は社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を提供する事業

- ・ **手話通訳事業**（同法第4条の2第2項）

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者（聴覚障害者等）につき、手話通訳等に関する便宜を供与する事業

- ・ **介助犬訓練事業**（同法第4条の2第3項）

介助犬の訓練を行うとともに、肢体不自由者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業

- ・ **聴導犬訓練事業**（同法第4条の2第3項）

聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害のある身体障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業

⑪身体障害者福祉法に規定する施設（法第2条第3項第5号）

- ・ **身体障害者福祉センター**（同法第31条）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

- ・ **補装具製作施設**（同法第32条）

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

- ・ **盲導犬訓練施設**（同法第33条）

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

- ・ **視聴覚障害者情報提供施設**（同法第34条）

無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等の便宜を供与する施設

- ・ **身体障害者の更生相談に応ずる事業**（同法第11条）

⑫知的障害者福祉法に規定する事業（法第2条第3項第6号）

- ・知的障害者の更生相談に応ずる援事業（知的障害者福祉法第12条）

地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む18歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、都道府県の福祉事務所長からの委託を受けて相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整等の援助を総合的に行う事業

⑬その他の事業

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業（法第2条第3項第8号）

（i）簡易住宅を貸し付ける事業

（ii）宿泊所等を利用させる事業

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業（法第2条第3項第9号）

- ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（法第2条第3項第10号）

- ・隣保事業（法第2条第3項第11号）

隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。

- ・福祉サービス利用援助事業（法第2条第3項第12号）

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業

- ・社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業（法第2条第3項第13号）

（i）連絡を行う事業

（ii）助成を行う事業



社会福祉事業の適用除外事業（法第2条第4項）

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と内容を同じ場合でも、社会福祉事業として取り扱わない。

- (i) 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- (ii) 実施期間が6月（連絡助成事業にあっては3月）を超えない事業
- (iii) 社団又は組合が行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- (iv) 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であって、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他の者にあつては20人（政令で定める事業にあっては10人）に満たないもの
- (v) 社会福祉事業の助成を行うものであって、助成金額が毎年度500万円に満たないもの、又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（参考１）社会福祉事業一覧表

《第一種社会福祉事業》

- ☐ 生活保護法に規定する事業
 - 救護施設
 - 更生施設
 - 医療保護施設
 - 授産施設
 - 宿所提供施設
 - 生計困難者に対して助葬を行う事業
- ☐ 児童福祉法に規定する事業
 - 乳児院
 - 母子生活支援施設
 - 児童養護施設
 - 障害児入所施設
 - 情緒障害児短期治療施設
 - 児童自立支援施設
- ☐ 老人福祉法に規定する事業
 - 養護老人ホーム
 - 特別養護老人ホーム
 - 軽費老人ホーム
- ☐ 障害者自立支援法に規定する事業
 - 障害者支援施設
- ☐ 売春防止法に規定する事業
 - 婦人保護施設
- ☐ その他の事業
 - 授産施設を経営する事業
 - 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

《第二種社会福祉事業》

- ☐ 生活保護法に規定する事業
 - 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- ☐ 児童福祉法に規定する事業
 - 障害児通所支援事業
 - 障害児相談支援事業
 - 児童自立生活援助事業
 - 放課後児童健全育成事業
 - 子育て短期支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり事業
 - 小規模住居型児童養育事業
- ☐ 児童福祉法に規定する施設
 - 助産施設
 - 保育所
 - 児童厚生施設
 - 児童家庭支援センター
 - 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- ☐ 母子及び寡婦福祉法に規定する事業
 - 母子家庭等日常生活支援事業
 - 寡婦日常生活支援事業
- ☐ 母子及び寡婦福祉法に規定する施設
 - 母子福祉施設（母子福祉センター・母子休養ホーム）
- ☐ 老人福祉法に規定する事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 老人デイサービス事業
 - 老人短期入所事業
 - 小規模多機能型居宅介護事業
 - 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - 複合型サービス福祉事業
- ☐ 老人福祉法に規定する施設
 - 老人デイサービスセンター
 - 老人短期入所施設
 - 老人福祉センター
 - 老人介護支援センター

- ☐ 障害者自立支援法に規定する事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 一般相談支援事業
 - 特定相談支援事業
 - 移動支援事業

- ☐ 障害者自立支援法に規定する施設
 - 地域活動支援センター
 - 福祉ホーム

- ☐ 身体障害者福祉法に規定する事業
 - 身体障害者生活訓練等事業
 - 手話通訳事業
 - 介助犬訓練事業
 - 聴導犬訓練事業

- ☐ 身体障害者福祉法に規定する事業
 - 身体障害者福祉センター
 - 補装具製作施設
 - 盲導犬訓練施設
 - 視聴覚障害者情報提供施設
 - 身体障害者の更生相談に応ずる事業

- ☐ 知的障害者福祉法に規定する事業
 - 知的障害者の更生相談に応ずる事業

- ☐ その他の事業
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
 - 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
 - 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
 - 隣保事業
 - 福祉サービス利用援助事業
 - 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

（参考２）社会福祉事業等の各根拠法令一覧

（１）児童福祉法関連事業

社会福祉法上の 事業名	児童福祉法上の 事業名	社会福祉法	個別法
			児童福祉法
第一種社会福祉事業			
乳児院	同左	第2条第2項第2号	第37条
母子生活支援施設	同左		第38条
児童養護施設	同左		第41条
障害児入所施設	同左		第42条第1項
情緒障害児短期治療施設	同左		第43条の2
児童自立支援施設	同左		第44条
第二種社会福祉事業			
障害児通所支援事業	児童発達支援事業	第2条第3項第2号	第6条の2第2項
	医療型児童発達支援事業		第6条の2第3項
	放課後等デイサービス事業		第6条の2第4項
	保育所等訪問支援事業		第6条の2第5項
障害児相談支援事業	障害児支援利用援助事業		第6条の2第7項
	継続障害児利用援助事業		第6条の2第8項
児童自立生活援助事業	同左		第6条の3第1項
放課後児童健全育成事業	同左		第6条の3第2項
子育て短期支援事業	同左		第6条の3第3項
乳児家庭全戸訪問事業	同左		第6条の3第4項
養育支援訪問事業	同左		第6条の3第5項
地域子育て支援拠点事業	同左		第6条の3第6項
一時預かり事業	同左		第6条の3第7項
小規模住居型児童養育事業	同左		第6条の3第8項
助産施設	同左		第36条
保育所	同左		第39条
児童厚生施設	同左		第40条
児童家庭支援センター	同左		第44条の2第1項
児童の福祉の増進について相談に 応ずる事業	同左		—
公益事業			
—	家庭的保育事業	—	第6条の3第9項
—	ファミリー・サポート・センター	—	第21条の9第1項

(2) 老人福祉法・介護保険法関連事業

社会福祉法上の 事業名	介護保険法上の 事業名	社会福祉法	個別法	
			老人福祉法	介護保険法
第一種社会福祉事業				
養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護事業	第2条第2項第3号	第20条の4	第8条第11号
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設		第20条の5	第8条第26項
	地域密着型介護老人福祉施設			第8条第21項
軽費老人ホーム	特定施設入居者生活介護事業		第20条の6	第8条第11項
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業			第8条第20項
	介護予防特定施設入居者生活介護事業			第8条の2第11項
第二種社会福祉事業				
老人居宅介護等事業	訪問介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第2項	第8条第2項
	夜間対応型訪問介護事業			第8条第16項
	介護予防訪問介護事業			第8条の2第2項
老人デイサービス事業 老人デイサービスセンター	通所介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第3項 第20条の2の2	第8条第7項
	認知症対応型通所介護事業			第8条第17項
	介護予防通所介護事業			第8条の2第7項
	介護予防認知症対応型通所介護事業			第8条の2第15項
老人短期入所事業 老人短期入所施設	短期入所生活介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第4項 第20条の3	第8条第9項
	介護予防短期入所生活介護事業			第8条の2第9項
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護事業	第2条第3項第4号	第5条の2第5項	第8条第18項
	介護予防小規模多機能型居宅介護事業			第8条の2第16項
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型老人共同生活援助事業	第2条第3項第4号	第5条の2第6項	第8条第19項
	介護予防認知症対応型老人共同生活援助事業			第8条の2第17項
社会福祉法上の 事業名	介護保険法上の 事業名	社会福祉法	個別法	
			老人福祉法	介護保険法
複合型サービス福祉事業	同左	第2条第3項第4号	第5条の2第7項	第8条第22項
老人福祉センター	—	第2条第3項第4号	第20条の7	—

老人介護支援センタ ー	—	第2条第3項第4号	第20条の7の2	—
無料低額介護老人保 健施設	介護老人福祉施設	第2条第3項第10 号	(医療法) 第1条の6	第8条第27項
老人福祉法上の 事業名	介護保険法上の事業名	個別法		
		老人福祉法	介護保険法	
公益事業				
(老人福祉法) 有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護事業	第29条第1項	第8条第11項	
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業		第8条第20項	
	介護予防特定施設入居者生活介護事業		第8条の2第11項	
—	訪問入浴介護事業	—	第8条第3項	
—	訪問看護事業	—	第8条第4項	
—	訪問リハビリテーション事業	—	第8条第5項	
—	居宅療養管理指導事業	—	第8条第6項	
—	通所リハビリテーション事業	—	第8条第8項	
—	短期入所療養介護事業	—	第8条第10項	
—	福祉用具貸与事業	—	第8条第12項	
—	特定福祉用具販売事業	—	第8条第13項	
—	居宅介護支援事業	—	第8条第23項	
—	介護予防訪問入浴介護事業	—	第8条の2第3項	
—	介護予防訪問看護事業	—	第8条の2第4項	
—	介護予防訪問リハビリテーション事業	—	第8条の2第5項	
—	介護予防居宅療養管理指導事業	—	第8条の2第6項	
—	介護予防通所リハビリテーション事業	—	第8条の2第8項	
—	介護予防短期入所療養介護事業	—	第8条の2第10項	
—	介護予防福祉用具貸与事業	—	第8条の2第12項	
—	特定介護予防福祉用具販売事業	—	第8条の2第13項	
—	介護予防支援事業	—	第8条の2第18項	
—	地域支援事業	—	第115条の44	
—	地域包括支援センター	—	第115条の45	

(3) 障害者自立支援法関連事業

社会福祉法上の 事業名	障害者自立支援法上の 事業名	社会福祉法	個別法
			障害者自立支援法
第一種社会福祉事業			
障害者支援施設	障害者支援施設 （施設入所支援）	第2条第2項第4号	第5条第11項
第二種社会福祉事業			
障害福祉サービス事業	居宅介護	第2条第3項第4号の2	第5条第2項
	重度訪問介護		第5条第3項
	同行援護		第5条第4項
	行動援護		第5条第5項
	療養介護		第5条第6項
	生活介護		第5条第7項
	短期入所		第5条第8項
	重度障害者等包括支援		第5条第9項
	共同生活介護		第5条第10項
	自立訓練		第5条第13項
	就労移行支援		第5条第14項
	就労継続支援		第5条第15項
	共同生活援助		第5条第16項
一般相談支援事業	一般相談支援事業 （基本相談支援）		第5条第18項
	一般相談支援事業 （地域相談支援）		第5条第19項・第20条
特定相談支援事業	特定相談支援事業 （基本相談支援）		第5条第18項
	特定相談支援事業 （計画相談支援）		第5条第21項・第22項
移動支援事業	同左		第5条第25項
地域活動支援センター	同左		第5条第26項
福祉ホーム	同左		第5条第27項
公益事業			
—	自立支援医療	—	第5条第23項
—	市町村の地域生活支援事業	—	第77条
—	基幹相談支援センター	—	第77条の2
—	都道府県の地域生活支援事業	—	第78条

(4) 生活保護・その他関連事業

社会福祉法上の 事業名	社会福祉法	個別法
第一種社会福祉事業		
救護施設	第2条第2項第1号	生活保護法第38条第2項
更生施設		生活保護法第38条第3項
医療保護施設		生活保護法第38条第4項
宿泊提供施設		生活保護法第38条第6項
助葬事業		—
婦人保護施設	第2条第2項第6号	売春防止法第36条
授産施設	第2条第2項第7号	生活保護法第38条第5項
生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業		—
第二種社会福祉事業		
生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	第2条第3項第1号	—
母子家庭等日常生活支援事業	第2条第3項第3号	母子及び寡婦福祉法第17条
寡婦日常生活支援事業		母子及び寡婦福祉法第33条
母子福祉センター		母子及び寡婦福祉法第39条第2項
母子休養ホーム		母子及び寡婦福祉法第39条第3項
身体障害者生活訓練等事業	第2条第3項第5号	身体障害者福祉法第4条の2第1項
手話通訳事業		身体障害者福祉法第4条の2第2項
介助犬訓練事業		身体障害者福祉法第4条の2第3項
聴導犬訓練事業		身体障害者福祉法第4条の2第3項
身体障害者福祉センター		身体障害者福祉法第31条
補装具制作施設		身体障害者福祉法第32条
盲導犬訓練施設		身体障害者福祉法第33条
視聴覚障害者情報提供施設		身体障害者福祉法第34条
身体障害者の更生相談に応ずる事業		身体障害者福祉法第11条
知的障害者の更生相談に応ずる事業	第2条第3項第6号	知的障害者福祉法第12条
生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	第2条第3項第8号	—
生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業	第2条第3項第9号	医療法第1条の5
隣保事業	第2条第3項第11号	—
福祉サービス利用援助事業	第2条第3項第12号	—
社会福祉事業に関する連絡・助成事業	第2条第3項第13号	—

第3節 社会福祉事業以外の事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。（社会福祉法第26条）

公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費や規模で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

1 公益事業（社会福祉法人審査基準第1の2・審査要領第1の2）

下記にあげる要件を満たした場合、公益事業を行うことが認められています。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 公益事業には、次のような事業が含まれる（社会福祉事業であるものを除く）。
 - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等

- サ 社会福祉法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- シ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業若しくは地域支援事業を市町村から受託して実施する事業又は老人保健法に規定する指定老人訪問看護を行う事業（※1）
- ス 有料老人ホームを経営する事業
- セ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- ソ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（※2）

※1 居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えありません。

※2 営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対して収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。

- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
- ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

2 収益事業（社会福祉法人審査基準第1の3、審査要領第1の3）

下記にあげる要件を満たした場合、収益事業を行うことが認められています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。

※ 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないとされています。

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合
（例）会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

- ③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

※ 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、社会福祉法人は行うことができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
- ② 高利な融資事業
- ③ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

※ 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるので、社会福祉法人は行うことができません。

- ① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ② 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

※ 上記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はありません。なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当です。

第4節 社会福祉法人の役員等

1 社会福祉法人の役員

社会福祉法人には、役員として6名以上の理事と2名以上の監事を置かなければいけません。（社会福祉法人定款準則第5条）

社会福祉法人の役員に就任するためには、**欠格事項**に該当していないことが必要です。



役員の欠格事項（社会福祉法第36条第4項）

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 前号に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 社会福祉法第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

※ 次の点にも注意する必要があります。

- （1）関係行政庁の職員が法人の役員となることは差し控えること（社会福祉協議会を除く。）。[社会福祉法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当ではありません。](#)
- （2）実際に法人運営に参画できない者を、役員として名目的に選任しないこと。
- （3）地方公共団体の長等特定の公職にある者が、慣例的に理事長や理事に就任したりしないこと。
- （4）社会福祉協議会においては、役員総数の5分の1の範囲内で、関係行政庁の職員がその役員となっても差し支えないこととされています。（社会福祉法第109条第5項）

2 理事及び理事会

理事は法人内部の事務を処理すると同時に、法人の代表でもあります。[社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たせる人を選任する必要があります。](#)

(1) 理事の選任要件（社会福祉法人審査基準第3の2）

- ① 定数は6名以上設ける必要があります。
- ② 各理事と親族等の特殊の関係がある者（P38※1）が、法令・通知等に定める制限数を超えて選任されてはならない。

理事定数	特殊関係人の人数
6名～ 9名	1名まで
10名～12名	2名まで
13名～	3名まで

- ③ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えてはならない。
- ④ 社会福祉事業について学識経験を有する者（P39※2）又は地域の福祉関係者（P39※3）を加える。
- ⑤ 社会福祉施設を経営する法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設長等が理事として参加する。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設の職員である理事は理事総数の3分の1を超えない範囲とする。

※ 1 「親族等の特殊の関係にある者」の定義

①民法725条に定める親族関係にある者

具体的には、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を指します。

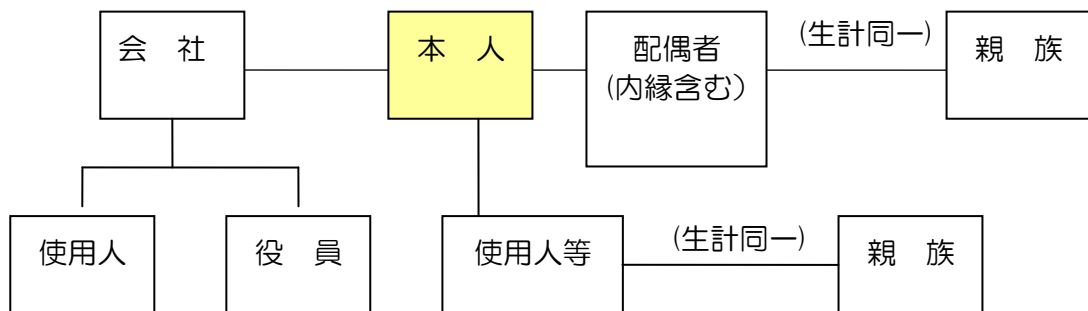
②当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の事情にある者

③当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

④②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者

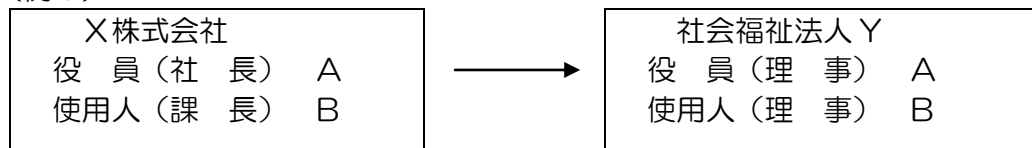
⑤当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者

⑥①から④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人



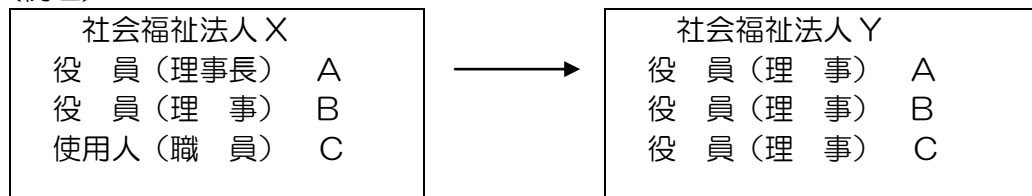
<その他特殊関係の例>

(例 1)



A BはX株式会社において雇用関係にあり、その者が社会福祉法人 Y の役員に就任する場合、特殊関係になる。

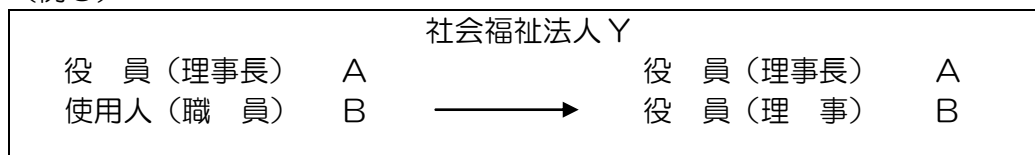
(例 2)



雇用関係にあたらな役員同士又は役員と使用人の関係についてもそれぞれ特殊関係になり、株式会社に限らず、公益法人、医療法人、宗教法人等の役員や使用人についても特殊関係になる。

＜特殊関係ではない例＞

(例3)



同一法人における雇用関係の者が当該法人の役員に就任することに限っては特殊関係にならない。

※2 「社会福祉事業について学識経験を有する者」

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研究を行う者
- ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で、必要かつ有益な専門知識を有する者

※3 「地域の福祉関係者」（ただし、監事については⑤を除く。）

- ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- ④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- ⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※4 「地域の代表」

- ① 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
- ② 民生委員・児童委員

※5 「財務諸表等を監査し得る者」

- ① 弁護士
- ② 公認会計士
- ③ 税理士
- ④ 会社等の監査役及び経理責任者等

(注)「地域の福祉関係者」と「地域の代表」については、現在各種要件である役職等に就いていること（現職）。

(2) 理事会

理事会は、社会福祉法人の運営管理上の重要事項について、審議議決を行い、理事長、会長等の特定の理事が業務執行を行う際の基本的方針等の決定を行う極めて重要な機関です。

○理事会の要決議事項（社会福祉法人指導監査要綱Ⅰ-5（1））

- (i) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (ii) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (iii) 定款の変更
- (iv) 合併
- (v) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- (vi) 社会福祉事業に係る許認可、その他の所轄庁等の許認可を受ける事項
- (vii) 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (viii) 施設長の任免その他重要な人事
- (ix) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
- (x) 役員報酬に関する事項
- (xi) その他、この法人の業務に関する重要事項

※なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すればよいことになっています。



日常の業務として理事会が定めるもの（例）

「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務があります。

なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないとされています。

①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

※理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

②職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

※当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

※当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

※1 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

※2 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

※1 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

※2 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

※1 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

※2 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧予算上の予備費の支出

⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること

⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

※寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

3 監事

監事は社会福祉法人の監査機関として、理事の業務遂行の状況及び法人の財産等の状況を監査する必要があるため、選任については慎重を期す必要があります。

(1) 監事の選任要件

- ① 定数は2名以上とする。
- ② 当該法人の他の職務（理事、評議員及び職員又はこれらに類する職務）を兼任することはできない。（法第41条）
- ③ 1人は「財務諸表等を監査し得る者（P39※5）」でなければならない。（法44条）
- ④ 1人は「社会福祉事業について学識経験を有する者」又は「地域の福祉関係者」であること。（P39※2及び※3）
- ⑤ 他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならない。
- ⑥ 当該法人の社会福祉施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者であってはならない。

なお、③の「財務諸表等を監査し得る者」と、④の「学識経験者又は地域の福祉関係者」の要件を1人で満たし、もう一人はどちらにも該当しないことは認められません。

※法人の経理事務を委託されている会計士等は、当該法人の監事に就任することはできません。

※監事における「地域の福祉関係者」には、「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれません。

(2) 監事監査報告

監事は事業年度終了後に、財務諸表（事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書）等を監査し、監事監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告する必要があります。（社会福祉法人定款準則第11条）

なお監事監査報告書は、代表者名で原本証明をした上で、財務諸表等とあわせて所轄庁（清瀬市長）に毎年提出する必要があります。（社会福祉法第59条第1項）

4 評議員及び評議員会

社会福祉法人には、その公共性に鑑み、民主的、適正な運営を図るため、原則評議員会を設置しなければなりません。



評議員会が任意設置とされている場合（「社会福祉法人の認可について」第3の4（1））

下記事業のみを行う場合は、任意設置とされています。

- （i）都道府県又は区市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
- （ii）保育所を経営する事業
- （iii）介護保険事業

(1) 評議員会の目的

公共性の高い社会福祉法人において、多くの関係者の意見を聴くことによって、社会福祉法人の運営が民主的で健全に行われるよう規定されたものです。

(2) 評議員会の機能

評議員会を設置した場合には原則としてこれを諮問機関とし、法人の業務の決定に当たり重要な事項についてあらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要となります。また、役員の選任も評議員会において行うことになります。

(3) 評議員の要件

- ① 定数は、理事定数の2倍を超える数以上とする。
例) 理事が6名の場合、評議員 13名以上になる。 $(6 \times 2 + 1 = 13)$
- ② 各評議員と親族等の特殊の関係がある者(P38※1)が、法令・通知等に定める制限数を超えて選任されてはならない。

評議員定数	特殊関係人の人数
13名～	3名まで

- ③ 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が、評議員総数の3分の1を超えてはなりません。
- ④ 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、地域の代表(P39※4)を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

○ 評議員会の要決議事項(社会福祉法人指導監査要綱I-6(1))

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

第5節 社会福祉法人の資産

1 社会福祉事業に供する不動産

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していることが必要とされています。これにより難しい場合は、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要です。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないとされています。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記しなければなりません。



不動産を賃貸で行う場合の留意点

賃借料の水準は法人経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性を考慮し、極力低額であることが望ましいものであり、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があります。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは望ましくありません。

2 社会福祉事業に供する不動産の特例

前述のとおり、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないとされておりますが、次にあげる施設について、具体的に資産要件の緩和通知が出されています。

①特別養護老人ホームを設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）

②地域活動支援センターを設置する場合

・「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年4月1日社援発0330第5号社会・援護局長通知）

③既設法人が福祉ホームを設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）

④既設法人が通所施設を設置する場合

・「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

⑤既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

・「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）

⑥構造改革特別区域において「サテライト型居住施設」又は「サテライト型障害者施設」を設置する場合

・「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設」及び「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）

3 基本財産

(1) 社会福祉施設を経営する法人

- (i) すべての施設についてその施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。
- (ii) すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、确实な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有している必要があります。

(2) 社会福祉施設を経営しない法人

一般に設立後の収入に安定を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合は、法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

(3) 居宅介護等事業を行う場合の特例



居宅介護等事業とは

母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業
父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業
障害福祉サービス事業
（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）

次の(i)及び(ii)の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

但し、併せて行うことができる事業の範囲も(iii)のとおり決められています。

【特例の要件】

- (i) 5 年(特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には 3 年) 以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (ii) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

- (iii) 居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。
 - ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ② 障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）又は老人デイサービス事業
 - ③ 重度障害者等包括支援
 - ④ 移動支援事業
 - ⑤ 地域活動支援センターを経営する事業
 - ⑥ 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

- ・「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

(4) 共同生活援助事業等を行う場合の特例



共同生活援助事業等とは

認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業
複合型サービス福祉事業
障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。）

次の（i）及び（ii）の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

但し、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

- （i）5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活支援事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。
- （ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

- （iii）共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。
- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援

事業を経営する事業

- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター
- ⑥ 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

・「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）

（５）介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う場合の特例

次の（ⅰ）及び（ⅱ）の要件を満たしていれば、１，０００万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

但し、併せて行うことができる事業の範囲も（ⅲ）のとおり決められています。

【特例の要件】

（ⅰ）５年（特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には３年）以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。

（ⅱ）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

（ⅲ）共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

- ・「介護犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（厚生労働省社会・援護局長通知）

（６）社会福祉協議会及び共同募金会の特例

社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会については、３００万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、３００万円と１０円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（１００万円以下のときは１００万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないとされています。

（７）地域活動支援センターを行う場合の特例

次の（ｉ）及び（ii）の要件を満たしていれば、１，０００万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。

但し、併せて行うことができる事業の範囲も（iii）のとおり決められています。

【特例の要件】

（ｉ）地方公共団体又は民間社会福祉団体等からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去受けていた実績があるとともに、社会福祉法人認可後において、地方公共団体からの委託又は助成が将来にわたり継続され、地域活動支援センターが安定的・継続的に確保されるものとして、社会福祉法人の認可を行う所管庁が認めること。

（ii）一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

（iii）地域活動支援センターの経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域活動支援センターの経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に限る。）又は移動支援事業
- ③ 障害福祉サービス事業（共同生活援助及び共同生活介護）
※地域活動支援センターの経営と併せて行うのではなく、障害者等の生活の場を提供するための性格を持つものである場合は、実施可能。
- ④ 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

・「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（厚生労働省社会・援護局長通知）

（８）上記以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません。

4 運用財産

- (1) 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて運用財産になります。
- (2) 基本財産以外で、法人設立時に必要な運用財産
基本財産以外に下記の資金を現金・預金等で準備する必要があります。余裕のある資金計画になるよう心がけて下さい。

①運転資金

年間事業費の1/2以上に相当する額

障害者自立支援法上の事業を主として行う法人：1/2以上

介護保険法上の事業を主として行う法人：1/3以上

②建設等自己資金（必要とする額）

③法人事務費（必要とする額で、最低100万円以上）

- (3) 運用財産の処分等に特段の制限はありませんが、社会福祉事業に影響を及ぼすようなものは、みだりに処分しないよう留意してください。

5 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産（基本財産や運用財産等）と明確に区分して管理を行ってください。

ただし、事業規模が小さい公益事業に関しては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで、他の財産を活用して差し支えありません。

6 法人設立時における寄附金

(1) 社会福祉法人設立に際して寄附が予定されている場合には、次の要件が満たされなければなりません。

- ①書面による贈与契約がなされていること。
- ②寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から、その寄附が確実になされることが証明されること。

(2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃貸料、その他の経常経費に当たっては、償還計画及び資金計画を立てるとともに、支払いが無理なく行われるものでなければなりません。寄附金による支払いを予定する場合には、次の要件を満たさなければなりません。

- ①上記(1)①及び②の要件が満たされていること。
- ②個人の寄附金については、年間の寄附額をその者の年間所得額から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならない。(年間の寄附額が、概ね課税所得の25%以下であることが望ましいとされています。)
- ③原則として、完済時(10～20年後)においても寄附できる年齢であること。
また、寄附の継承者を必ず置き、同様とすること。

(3) 寄附金の税制上の取扱い

社会福祉法人の行う社会福祉事業については様々な税制上の特例措置があり、その適用については税務署と相談する必要があります。特に社会福祉法人に対して寄附を行う場合、適正な手続きで行わないと税制上の特例措置の適用が受けられない場合があるので注意する必要があります。

7 資産の管理

- (1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があります。

次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として、適当ではありません。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

- (2) 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、子会社の保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られます。

- (3) 法人の財産（基本財産及び基本財産以外の財産）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があります。

第6節 社会福祉法人の名称や所轄庁等

1 社会福祉法人の名称

法人名称は、下記の事項に注意して下さい。検討している法人名称が、現在使用されている名称か否かは、事前に所轄庁に確認するようにして下さい。なお、法人名と施設名は異なる名称を使用して下さい。



認められない名称

- ・ 個人名、企業名等から引用したようなもの
- ・ 都内で既に使用されている名称と同一のもの
（他県で既に使用されている名称も、極力避けてください）



好ましくない名称

- ・ 難解な漢字を使用した名称

2 社会福祉法人の所在地

原則として、施設の所在地が法人事務所の所在地となります。

3 社会福祉法人の所轄庁

社会福祉法人の所轄庁は、次のとおりです。

- （１）主たる事務所が区市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業（第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、公益事業及び収益事業等）が当該区市の区域を越えない社会福祉法人の所轄庁は、清瀬市長。複数の地域で事業を行っている場合は、東京都知事（平成２５年４月１日より）

(2) 事業を行う区域が東京都内のみの場合は、東京都知事（平成25年3月31日まで）

(3) 以下の①から④にあてはまる事業を行う場合は、厚生労働大臣

- ① 全国を単位として行う事業
- ② 地域を限定しないで行う事業
- ③ 法令の規定に基づき指定を受けて行う事業
- ④ ①から③までに類する事業

(4) 上記(3)にあてはまらない事業を行う場合は、関東信越厚生局長

4 社会福祉法人の定款

社会福祉法人の定款の記載事項には、必要的記載事項（法第31条）と任意的記載事項とがあり、必要的記載事項は、その一つを欠いても定款は無効です。社会福祉法人はその特性を考慮し、民法の公益法人よりも必要的記載事項の範囲が詳細にわたっています。

定款は、厚生労働省で示している社会福祉法人定款準則に基づいて作成します。

定款準則の表現が個々の社会福祉法人の実情にそぐわない場合は、一部手直しをして作成することとなります。その場合、定款の規定が法令に違反しないよう注意してください。

なお、社会福祉法人定款準則中のアンダーライン部分（第6章「社会福祉法人の定款記載例」参照）は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合の国税庁長官の審査事項であるため、条文どおりもれなく記載してください。（表現が異なっていると国税庁長官の承認を得られない場合があります。）

【参考】社会福祉法第31条に定める必要的記載事項

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 社会福祉事業の種類
- (4) 事務所の所在地
- (5) 役員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 資産に関する事項
- (8) 会計に関する事項
- (9) 評議員会を置く場合には、これに関する事項
- (10) 公益事業を行う場合には、その種類
- (11) 収益事業を行う場合には、その種類
- (12) 解散に関する事項
- (13) 定款の変更に関する事項
- (14) 公告の方法
- (15) 設立当初の役員